

つばさ在宅訪問介護センター運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団白羽会が開設するつばさ在宅訪問介護センター(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限り在宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、「船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年船橋市条例第60号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問介護の提供に当たっては、事業所の訪問介護員によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

① 名称 つばさ在宅訪問介護センター

② 所在地 船橋市芝山3-10-5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている指定訪問介護の実施に関し、事業所の従業員に対して遵守すべき事項について指揮命令を行う。

② サービス提供責任者 利用者の数に応じて1名以上(常勤専従)

- ・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること
- ・利用者の状態の変化や、サービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

③ 訪問介護員等 常勤換算方法2.5人以上

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日を月曜日から日曜日までとする。
- ② 営業時間を午前9時から午後6時までとする。
- ③ 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
- ④ サービスの提供は24時間365日行うものとする。

(指定訪問介護の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- ① 訪問介護計画の作成
- ② 身体介護に関する内容
 - (ア) 排泄・食事介助
 - (イ) 清拭・入浴・身体整容
 - (ウ) 体位変換
 - (エ) 移動・移乗介助、外出介助
 - (オ) その他の必要な身体の介護
- ③ 生活援助に関する内容
 - (ア) 調理
 - (イ) 衣類の洗濯、補修
 - (ウ) 住居の清掃、整理整頓
 - (エ) 生活必需品の買い物
 - (オ) その他必要な家事

(指定訪問介護の利用料等)

第8条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じて支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)」によるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル未満 50円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルごとに 50円

3 正当な理由がなく指定訪問介護をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴取することができるものとする。

利用の24時間前までに連絡を頂いた場合は無料

① 利用の12時間前までに連絡を頂いた場合は介護報酬告示上の額の50%

② 利用の12時間前までに連絡がなかった場合は介護報酬告示上の額の100%

なお、利用者の容体の急変など、緊急且つやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とする。

4 前項の費用の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。

5 指定訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関して事前に文書で説明したうえで、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるものとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護(の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、船橋市とする。

(衛生管理等)

第10条 訪問介護員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行っているときに利用者の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

3 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外での目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待を防止するため従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情体制の整備
- ③ その他虐待防止のための必要な措置

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年2回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団白羽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和4年7月1日より事業所住所地変更